特定技能・育成就労

事業所の産業分類と、加入の条件を確かめる

工業製品製造業：加入と育成就労の準備

製造業の人事の担当者の方へ

この資料で分かること

1 受入れの前に入っておく団体

2 繊維・印刷・こん包の追加の条件

3 育成就労（2027年4月開始）の準備

2026年10月2日 確認

対象かどうかは、
働く事業所の産業分類で決まります

76分類

特定技能1号で
受入れできる産業

17区分

働いてもらえる
業務の区分

1 本社ではなく、外国人が
働く事業所ごとに確かめる。

2 産業分類と業務区分の
組合せ表を、経済産業省が公表。

76分類は、2026年6月1日からの数です。

受入れ企業は、登録法人のJAIMに入ります

項目	内容
入る団体	工業製品製造技能人材機構（JAIM）
申請で出すもの	会員名簿を印刷したもの
名簿のある場所	JAIMのホームページ
育成就労のとき	同じくJAIMの構成員に

協議会は国が設け、
JAIMはその構成員です。

2026年6月30日、
育成就労でも登録されました。

繊維・印刷・こん包には、追加の条件があります

業種	条件
繊維工業	国際的な人権基準に適合
繊維工業	勤怠管理の電子化
繊維工業	パートナーシップ構築宣言
繊維工業	特定技能は月給制
印刷・同関連業	指定の業界団体に所属
こん包業	日本梱包工業組合連合会に所属

条件は、会員の間ずっと
守ります。

満たせないときは、
早めに連絡します。

育成就労は、転籍を制限する期間を2年か1年で選びます

項目	内容
育成就労の開始	2027年4月
転籍の制限	2年。1年も選べる
2年にするとき	決められた率で昇給
就労前の日本語	N5以上の合格か 講習100時間

工業製品製造業分野の決まりです。

育成就労の準備は、特定技能と別に確かめます

- [] 事業所ごとに産業分類を確かめた
- [] 17の業務区分のどれに当たるか確かめた
- [] JAIMの構成員になる手続を確かめた
- [] 転籍を制限する期間を2年か1年か決めた
- [] ゴム製品、金属熱処理などの追加条件を見た
- [] 監理支援機関との役割分担を文書にした

似ていますが、
条件は同じではありません。

まず、事業所の産業分類を確かめましょう

次にやること

1. 事業所ごとの産業分類を、組合せ表で確かめる
2. 追加の条件の記録（勤怠、会員証）をそろえる
3. JAIMへの加入の条件を確かめる

出典

経済産業省：工業製品製造業分野の外国人材制度

出入国在留管理庁：工業製品製造業分野の運用要領

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

今の採用と支援の状況を、30分で整理します

ご相談で分かること

1. 求人の条件に合う人材がいるか
2. 紹介手数料と、支払いの方法
3. 入社までの流れと、かかる期間

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 対応分野：飲食料品製造／介護／外食／宿泊／建設／工業製品製造／ビルクリーニング
- 建設現場で直接作業する業務のご紹介は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784